

多可町教育委員会 就学前教育・保育説明会資料

日時 平成 23 年 10 月 22 日(土) 9:30～

平成 23 年 11 月 12 日(土)14:00～

場所 中央公民館 大会議室

平成 23 年 8 月 17 日に就学前教育・保育検討委員会から教育長に対し、「多可町就学前教育・保育のあり方への提言（答申）」が提出されました。※平成 24 年度も中町幼稚園預かり保育を実施します。

現在、教育委員会はこの提言を受けて、平成 23 年度内を目途に今後の方針を検討しています。

多可町就学前教育・保育のあり方への提言（答申）《概要》

※全文は多可町教育委員会のホームページから閲覧することができます。

<http://www.takacho.jp/kyoiku/council.html>

1 めざす子ども像について

(1) 就学前におけるめざす子ども像

「豊かな心をもち、多可町の自然にふれ、ひたり、主体的に遊ぶ子ども」

(2) めざす就学前教育・保育の姿

各園が豊かな自然体験研修事業として教職員の資質向上につなげるため、自然の中での環境設定の仕方や教職員の支援の在り方などを研修で深める。

2 今後の就学前教育・保育についての基本的な考え方

将来の幼保一体化を視野に入れた就学前教育・保育の充実を図るために以下の原則にもとづいて進める。

◎ 各園、町及び教育委員会は保護者への説明責任を果たす

◎ 少子化対策の重要な施策として幼保一体化を推進する

(1) 各園は、多可町教育ビジョンを考慮した適切なカリキュラムを編制し、義務教育への円滑な接続に努める

(2) 各園は、保育・教育活動の検証と情報公開に努める

(3) 各園は、子育て支援の機能を強化する

(4) 各園は、原則として3歳児から5歳児までの幼稚園及び0歳児から5歳児までの保育所とする

(5) 町は、私立各園の認定こども園化にあたって補助金制度を導入する

(6) 町は、国の制度改正の動きに対応し、公立園の運営について検討する

(7) 町は、国基準及び県基準での適正かつ必要な職員の配置に努める

(8) 町は、保護者の経済的負担を軽減する措置をとる

(9) 教育委員会は、教育・保育職員等の研修に対して公立私立問わず積極的に支援する

(10) 教育委員会は、検証委員会等を組織して、定期的に就学前教育・保育の進捗状況を検証する

3 子育て支援のあり方について

(1) 子育て支援を必要とする家庭の状況把握と情報提供など

ア 健診・育児教室等の際に子育てふれあいセンターの活動をPRする。

イ 携帯電話・インターネット等を利用した子育てネットにより情報を提供する。

ウ 各園での子育て相談日の定例化を進め、家庭相談員などの活用を進める。

(2) 関係機関とのネットワークの構築など

子育てふれあいセンターと関係機関とのネットワークの構築を検討する。

(3) 子育てボランティア登録制度など

ア ボランティア活動を希望する人が子育てふれあいセンター事業等を支援するためのボランティア登録制度を創設する。

イ 社会福祉協議会と連携し、町全体の子育て支援の向上を目指す。

ウ 子育て支援に中高校生ボランティアの活用を積極的に推進する。

(4) 保健師の配置 … 子育て支援主管課に保健師を配置する。

4 保育サービスのあり方について

- (1) 長時間保育（延長保育） …全ての保育所で実施、7:30～19:00。（現状どおり）
- (2) 一時預かり …全ての保育所で実施（現状どおり）、利用時間・料金の設定を検討する。
- (3) 乳児保育 …全ての保育所で実施、原則として生後8か月児から。（現状どおり）
- (4) 休日保育 …実施しない。今後、ファミリー・サポート・センターの設立等を検討する。
- (5) 夜間保育 …当面は実施せず、今後、検討する。
- (6) 病児・病後児保育 …病後児保育は町内1か所で行う（現状どおり）。病時保育は今後検討。
- (7) 通園バス

- ア 運行 …現行のバス運行を維持し、地区によっては登園時間が長くないよう、できるだけ幹線道路を通行するように改める。土曜日の運行は廃止または減便の検討を行う。
- イ 受益者負担 …幼稚園児の利用に対しても、受益者負担を求める。（実施済）
- ウ 料金 …2,000円/月（片道利用は1,000円/月）。（実施済）
- エ 利用年齢 …原則満2歳以上。（実施済）

(8) 給食サービス

- ア 実施の必要性と料金設定 …自園方式を基本としながら、中町幼稚園は給食センターから提供する。給食費については、一律3,200円/1人/月とする。ただし、幼保一体化施設は、主食は3歳から持参し、幼稚園部の給食費は3,000円/1人/月とする。（実施済）
- イ 献立作成 …県健康福祉事務所・町健康福祉課の栄養士に指導を仰ぎ、質の向上を目指すとともに、町で1人以上の栄養士を正規採用することを目指す。

(9) (通常)預かり保育 …幼保一体化施設は廃止する（実施済）。中町幼稚園預かり保育は私立保育所の施設整備により5歳児の受入が可能となった時期をもって廃止する。

(10) 保育料金 …第3子以降の保育料1/3制度は存続（国の動向を踏まえて対応）。預かり保育を廃止した場合のシミュレーションを行う。（実施済、暫定的に町内保育所通所の5歳児の保育料の上限を16,500円に設定した。）

(11) 夏休み等の長期休業期間

- ア 幼稚園の長期休業日 …独自に期間を設定する。（実施済。春季休業期間を3/25～3/31・4/1～4/6、夏季休業期間を8/5～8/18、冬季休業期間を12/28～1/4とした。）
- イ 保育所の長期休業日 …12月29日～1月3日（現行どおり）

(12) 職員配置

- ア 幼稚園の教諭配置 …現状どおり。
- イ 保育所の保育士配置 …以下のとおり保育士等を配置する。（ア）から（ウ）は現行どおり。
 - (ア) 国基準に基づき保育士を配置し、年齢別のクラス配置を行う。
 - (イ) 町独自で障害児等への加配や延長・週休対応として各園に1人の保育士の配置する。
 - (ウ) 主任保育士及び所長を各施設に1人ずつ配置を継続する。
 - (エ) 幼保一体化施設内の幼稚園教諭と保育士の兼務発令の検討を行う。
 - (オ) 途中入所に対応するため、保育士、調理員の登録制度を検討する。
 - (カ) 養護教諭を各幼稚園に配置する。（平成23年度より1人増員し、全3園に2名配置）
 - (キ) 障害児保育事業補助金を改定することにより、私立保育所においても7時間45分/日、20日/月以上の特児対応職員を採用し公立保育所と同様の体制を確保する。（平成23年度より改定済み。）

5 地域の実態や幼保一元化の流れを考慮した中区の諸施設の適正配置について

- (1) 他の区と同様に、0歳から就学前までの保育に加え、3歳から就学前まで保育に欠ける・欠けないに拘わらず0歳から就学前までの教育・保育を行うため、中区の私立保育所を認定こども園化する。その際、各園に5歳児保育の環境を整え、認定こども園に移行するために財政的支援を講じる。
- (2) 私立保育所の認定こども園化した後、中町幼稚園預かり保育を廃止する。
- (3) 少子化の進行から私立保育所の経営が成り立たなくなった場合は、町として私立保育所に対する援助を検討する。さらに少子化が進行し、4園体制が維持できない場合は中町幼稚園の閉園を模索する。
- (4) その他
 - ア 町は新たな施策の実施に当たり説明責任を果たし、保護者及び住民の合意を得る。
 - イ 町は産業の振興・町財政の安定化を踏まえ、これまで以上に少子化対策を講じる。
 - ウ 町はよりよい教育・保育の実現に向けて国の政策の動向を見据えながら政策決定を行う。